

🐾 知っていますか？猫のこと

ペットとして親しまれている猫ですが、もともと徳之島にはいませんでした。猫(イエネコ)の起源はリビアヤマネコとされており、家畜化されて世界中に広まり、徳之島には人の手によって持ち込まれた生き物です。



🐾 猫が外にいることが問題

ペットとして島に入ってきた猫ですが、一部の飼い主の無責任な飼い方によって、いろいろな猫の問題が起きています。



外で暮らす猫は交通事故にあったり、感染症にかかったり危険がいっぱい。



私たち住民にとっては糞や尿が迷惑です。



人や牛などに感染症をうつしてしまう危険性があります。



他の生きものを食べたり殺してしまいます。

これは人が解決すべき問題です。

そのため徳之島には「猫の飼い方に関する条例」があるんです。



【心構え】

猫を飼うということ

猫を飼うということは、猫が寿命をまっとうするその日まで、お世話するということです。お金も時間も費やして、その全てに責任を持たなくてはなりません。それをよく考えたうえで猫を飼いましょう。



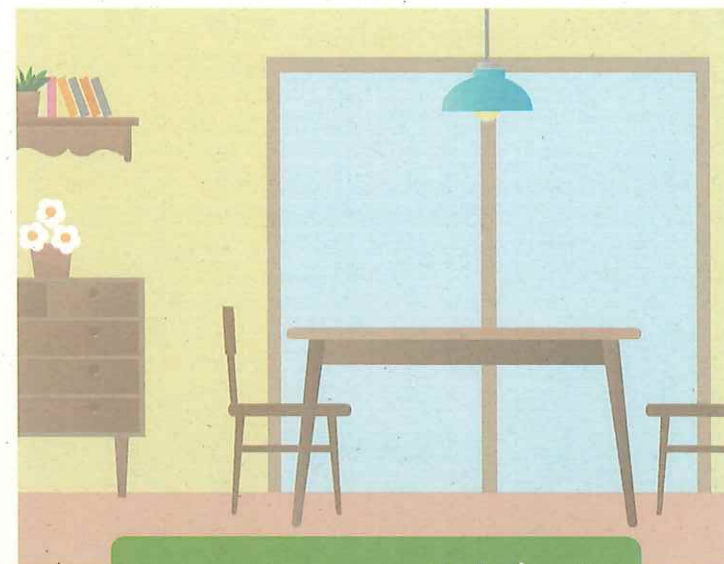
【お問い合わせ】

徳之島3町ネコ対策協議会
担当連絡先

徳之島町住民生活課
TEL.0997-82-1111

天城町くらしと税務課
TEL.0997-85-5331(直通)

伊仙町きゅらまち観光課
TEL.0997-86-3111



世界自然遺産の島 徳之島での

猫の正しい飼い方

マイクロチップ？

室内飼い？

不妊去勢手術？

飼っている猫登録？

希少品種との関係？



徳之島3町での正しい猫の飼い方

～猫の飼い方に関する条例の代表的な内容(義務)～

- 1 各町役場で**飼い猫の登録**をする。
- 2 飼い猫には**鑑札付きの首輪とマイクロチップ**をつける。
- 3 飼い猫は**家の中で飼**い、逃げないように管理する。
- 4 **不妊去勢手術**をする。
※ 室内飼養が守られる場合は義務ではありません。

やってはいけないこと

～猫の飼い方に関する条例の代表的な内容(義務)～

- 1 屋外にいる飼い猫以外の猫に対してみだりに餌や水を与えてはいけません。
- 2 一生、猫を捨ててはいけません。やむを得ず飼えなくなった場合は譲渡しなければいけません。
- 3 一世帯で5匹以上飼ってはいけません。

※ 条例に違反した場合は過料が発生することもあります。

正しい猫の飼い方についてのQ&A

Q1 なぜ家の中で飼うの？

他でも触れているように「猫が外にいることが問題」だからです。飼い猫による問題を防ぐのは飼い主の責任です。

Q2 どうして鑑札とマイクロチップをつけるの？

万が一、迷子になったり、災害時に飼い主と離れてしまっても探しやすくなります。飼い猫が安心して飼い主と暮らすために大事なことです。

Q3 マイクロチップって何？

鑑札が取れてしまっても、その猫の身元が確実に分かる1cm程のカプセルです。猫にも安全なもので、現在では広く全国でも義務化が進んでいます。町では助成制度もあります。

15桁の数字が記録されています

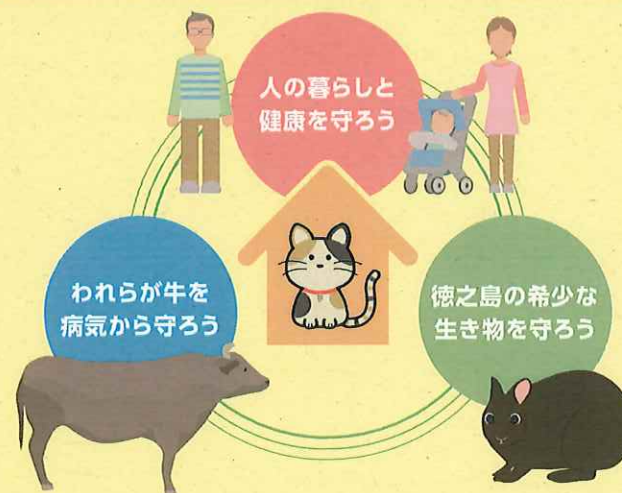
Q4 不妊去勢手術は必要なの？

猫は子供をたくさん産む生き物です。計算上は1頭のメス猫が産出し、1年後に20頭以上になることも。しっかりと飼える範囲で増えすぎないようにしましょう。町では助成制度もあります。

Q5 不妊去勢手術のメリットは？

猫の病気の予防、ストレスの低下、発情期の大きな鳴き声の防止にも繋がります。

正しい飼い方で人や猫や全ての生き物に優しい島へ



人の暮らしと健康を守ろう

猫を外に放してしまうと糞や尿で、私たちの暮らす町を不衛生にしてしまいます。また、感染症などを媒介するため、人の健康被害の恐れもあります。

われらが牛を病気から守ろう

徳之島と言えば牛ですが、猫や犬が感染症を牛にうつしてしまう危険性があるため、牛小屋は猫や犬を飼ってはいけない衛生管理区域に指定されています。

徳之島の希少な生き物を守ろう

人よりも遥か昔からこの地に住んでいる希少種が、近年屋外にいる猫によって殺されています。世界でもここにしかない宝である希少種を守りましょう。

徳之島に暮らす人や猫や全ての生き物の安心のため、ご協力をお願い致します。